

埼玉県若年被害女性等支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この補助金は、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第13条の規定に基づき、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「事業者」とは、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第9条第7項の規定に基づき令和5年厚生労働省告示第109号で定める基準を満たす社会福祉法人、医療法人、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業は、「埼玉県若年被害女性等支援事業実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき、事業者が行う事業とし、補助対象事業の種目及び基準額、対象経費、補助率は別表のとおりとする。

2 この補助金の交付額は、別表の第1欄に定める種目について、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、いずれか少ない額に第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(申請手続)

第4条 規則第4条第1項の申請書の様式は、別記様式第1号によるものとし、その提出期限は別に定める。

2 前項の規定による交付の申請に当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。（以下「消費税等仕入控除税額」という。））を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税額等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

3 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項による書類の添付は要しない。

(変更申請手続)

第5条 この補助金の交付決定後、事業開始前に事情の変更により、申請の内容を変更して交付申請を行う場合には、前条の規定を準用する。

(暴力団排除に関する誓約)

第6条 事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならない。交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(交付決定の通知)

第7条 県は交付申請書又は変更交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行うこととし、規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第8条 事業者は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ様式第3号による変更承認申請書又は様式第4号による事業中止（廃止）承認申請書を県に提出し、その承認を受けなければならない。

一 総事業費の20%を超える増減

二 補助対象事業の内容を変更しようとするとき。ただし、目的及び事業効果に直接関わりがない事業計画の細部の変更する場合を除く。

三 補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするとき

2 県は前項に基づく変更承認申請書を受理したときは、これを審査し、当該申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは様式第5号により通知する。また、承認しないこととした場合には、その理由を付して通知する。

3 県は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(事業に関する事故等の届出)

第9条 事業者は、補助対象事業に係る活動状況を把握し、本補助金の適切な運用を図るとともに、不適切な事業実施があった場合、補助対象事業の遂行が困難となった場合、又は補助対象事業が予定の期間内に完了することができずと見込まれる場合においては、速やかに様式第6号による事業事故報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第10条 事業者は、補助対象事業の遂行及び支出状況について知事の要求があったときは、速やかに様式第7号による遂行状況報告書を提出しなければならない。

(事業の遂行命令)

第11条 県は前条により事業者が提出する遂行状況報告書等により、当該補助事業が交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、事業者に対し、必要な命令を行うことができる。

(実績報告)

第12条 事業者は、補助対象事業を完了したとき（第8条の規定に基づき補助対象事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して30日以内又は事業実施年度の3月31日のいずれか早い日までに、様式第8号による実績報告書を県に提出しなければならない。

2 第4条第2項ただし書により交付の申請をした事業者は、前項の報告書を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合は、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 前条第1項の規定による報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る交付対象事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、事業者の様式第9号による交付確定通知書を通知するものとする。

2 県は、事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(是正のための措置)

第14条 県は、前条の規定による審査の結果、補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めるときは、事業者に対し当該補助事業につき、これらに適合させるための措置を命ずることができる。

2 前項に規定する命令により必要な措置をした場合においても、第12条に規定する実績報告を行うものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第15条 事業者は第13条第1項の規定に基づく補助金の額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第10号により速やかに知事に報告しなければならない。

2 県は前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の返還を命ずるものとする。

3 前項の返還については、第13条第3項の規定を準用する。

(補助金の支払)

第16条 補助金は、第13条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、真に必要なであると認められる経費については、交付決定額の5割を上限として概算払をすることができる。

2 事業者は、前項の規定により交付金の概算払を受けようとするときは、様式第11号による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(概算払の精算)

第17条 事業者は、第16条の規定により概算払を受けた場合には、第13条の規定による通知受領後14日以内に様式12号による精算書を提出しなければならない。

2 県は、前項の規定による精算書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助金の支払を適切と認めるときは、概算払の精算を行うとともに、追給額(確定額から概算払交付済額を差し引いた額)がある場合には、追給額を支払うものとする。

(交付決定の取消し等)

第18条 県は、第8条の補助対象事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次の各号に掲げる場合には、第5条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

一 代表者等が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

二 代表者等が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合

三 代表者等が、補助対象事業に関して、不正、事務手続の遅延その他不適当な行為をした場合

四 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 県は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 県は、第1項一から三までの場合による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計

算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

- 4 第2項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第13条第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

第19 事業者は、補助対象経費（交付対象事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助対象事業により取得し、効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」（以下「適正化法律施行令」という。）第14条第1項第2号の規定により知事が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

- 3 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を埼玉県に納付させることがある。

(補助金の経理)

第20条 事業者等は、補助対象事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助対象事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 事業者等は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。ただし、補助対象事業により取得し、効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により知事が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(その他)

第21条 この補助金の交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、規則及び県が別に定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日に施行し、令和6年度事業より適用する。

別表

1 種目	2 基準額※	3 対象経費	4 補助率
(1) アウトリーチ支援	7,000 千円	事業実施に必要な報酬、給料、賃金、報償費、謝金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費、光熱水費、食糧費）、役務費（通信運搬費等）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、共済費、扶助費	10/10
(2) 関係機関連携会議等への参加	5,000 千円		
(3) 居場所の提供に関する支援			
(4) 自立支援	3,000 千円		

※基準額には、事業管理経費として、(1)、(2)、(3) 及び (4) に係る事業費の 10%以内の金額を含むことができる。